

# 特定非営利活動法人わっぱの会 倫理等に関する規程

**第1条（目的）** この規程は、特定非営利活動法人わっぱの会（以下「この法人」という。）の倫理規範等を定めることにより、公正かつ適正に団体運営及び事業活動を行うことを目的とする。

**第2条（基本的人権の尊重と法令等の遵守）** この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

**第3条（法令順守）** この法人は、関連法令及びこの法人の定款その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく各規定に則り対応しなければならない。

**第4条（私的利益追求の禁止）** 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

**第5条（利益相反行為の防止及び開示）** 利益相反行為の防止及び開示は、別に定める利益相反防止に関する規程による。

**第6条（特別の利益を与える行為の禁止）** 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

**第7条（情報開示及び責務）** 情報開示及び責務は、別に定める情報公開規程による。

**第8条（個人情報の保護）** この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

**第9条（コンプライアンスに関する役職員の責務及び責任者）** コンプライアンスに関する役職員の責務及び責任者は、別に定めるコンプライアンス管理に関する規程による。

**第10条（不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表）** この法人は、コンプライアンス違反事件が発生した場合は、前条の規程第14条の処理及び迅速に次の対応を行う。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

**第11条（公益通報者に対する不利益処分等の禁止）** 公益通報者に対する不利益処分等の禁止は、別に定める公益通報者保護に関する規程による。

**第12条（改廃）** この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

## （附則）

この規程は、2021年4月1日から施行する。（2021年3月29日臨時理事会議決）

以上